

平成29年度

事業報告書

社会福祉法人 滝川ほほえみ会

2017年度（平成29年度）事業報告

1 はじめに 事業報告作成にあたって

日本は、国連障害者権利条約批准のために2011年に改正された、障害者基本法第1条において「この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する（後略）」とし、障害者の基本的人権、尊厳の尊重、共生社会の実現を宣言しました。

一方、福祉行政は2016年（平成28年）4月に社会福祉法の一部改正を行い、社会福祉法人に対して、以下の見直しが行われました。

- ① 組織経営のガバナンス（管理、意思決定、合意形成）の強化では、理事会に対するけん制機能強化を図る議決機関としての評議員会を必置とされた。
- ② 事業運営の透明性の向上では、閲覧対象書類の拡大と財務諸表の公表等について法律上明記される。
- ③ 財務規律の強化では、役員等関係者への特別の利益供与の禁止、内部留保の明確化、社会福祉事業等への計画的な再投資の義務付け。
- ④ 地域における公益的な取組を実施する責務では、支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定。
- ⑤ 行政関与の在り方では、所轄庁による指導監督の機能強化が図られ、都道府県の役割として市による指導監督の支援を位置付け。

これは、社会福祉法人の公益性・非営利性を確保する観点から制度を見直し、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を徹底するとしたものです。当法人もこの改革に合わせて、今年（平成29年）度に定款変更、理事会、評議員会の機能の見直しなど対応したところです。

一方、改正障害者総合支援法が平成30年4月1日に施行されました。その内容は、

- ① 障害者の重度化・高齢化を踏まえた、障害者の地域移行・地域生活の支援等
- ② 障害児支援のサービス提供体制の確保と質の向上（医療的ケア児への対応等）
- ③ 精神障害者の地域移行の推進
- ④ 就労継続支援に係る工賃・賃金の向上や就労移行、就労定着の促進に向けた報酬の見直し
- ⑤ 障害福祉サービス等の持続可能性の確保と効率的かつ効果的にサービスの提供を行うための報酬等の見直し

改正障害者総合支援法施行に伴い、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定については「+0.47%」となり、減額改定の可能性もあった中での増額改定となりました。また、廃止が検討されていた「食事提供体制加算」は、平成30年度も継続することが決定されたところです。

これらのことを踏まえて、2017年（平成29年）度各事業の成果と今後取り組むべき課題を整理していきたいと考えます。

2 平成29年度重点課題の成果と課題

(1) 新規事業の開拓について

「将来の事業運営検討委員会」の検討の中で将来を見越して安定的に継続して工賃を支給できる新規事業を模索してきましたが、平成28年4月に滝川市より購入した土地建物の活用を具体的に計画します。現在、他の障害者支援施設が全道域で納品している製袋作業の協力依頼があり、生産ラインの整備に伴う資金の確保などについても制度資金や各種助成について検討します。

㊦ 製袋作業（ゴミ袋のたたみ、袋詰め）に一部とりくみ、受注作業として可能か検討しているところです。製袋作業の生産ラインの整備についても設計事務所と連携のもと具体的に検討しましたが、工場の敷地は第一種中高層住居専用地域のため、生産ラインそのものの設置ができないことが明確になり、断念しました。現在、新規事業としてはカフスポタン製品に取り組んでいますが、今後新規施設新築の計画の中で検討していきます。

(2) 会計・経理・労務管理に係わる体制の検証と見直しについて

会計ソフトの運用状況などの検証を行う中でいくつかの不具合が認められたため、財務の正確性を維持継続するためソフトの入れ替えを行い、また引き続き税務会計事務所の会計指導を受けながら会計処理体制を強化します。

㊦ 会計ソフトを更新し、税務会計事務所の指導を受けながら概ね効率的に会計処理ができるようになりました。今後も会計事務所の指導の下、適切に会計処理を行ってまいります。

(3) 虐待防止・権利擁護のための取り組みについて

「障害者差別解消法」については、施行後1年が経ちましたが、法律制定の背景や主旨について利用者、家族、スタッフへのさらに十分な理解が得られ定着が図られるよう継続して取り組みを行います。

また、「虐待防止委員会」においては北海道知的障がい者福祉協会や空知知的しょうがい福祉協会の事業と連携しながら定期的に研修等の取り組みを行います。

㊦ 「国連障害者権利条約」批准に向けて、成立及び改正された「改正障害者基本法」「虐待防止法」「差別解消法」「総合支援法」「雇用促進法」「学校教育法」等順次職員研修を行い今後も引き続き研修を行っていきます。利用者や家族については分かりやすい版の配布や広報などで周知していきます。

また、「虐待防止委員会」においては、北海道知的障がい者福祉協会の「権利擁護セミナー」や空知知的しょうがい福祉協会の「権利擁護伝達研修」に職員を派遣し、内容の周知に努めました。

(4) 共同生活援助事業について

グループホームの整備については平成28年度中に一定の整備を終え、今後については利用意向調査を行う中で需要に応じて段階的に整備していくこととし、今年度はさらに快適で充実した生活を送ることができるよう支援体制を整えます。また、一部をショートスティ用居室として体験利用やレスパイト利用として用意します。

㊦ 支援体制としては、男性GH夜勤勤務者が人手不足となっており、日中男性支援職員が交代で夜勤に入っており、人員補充が急務となっています。引き続きハローワークを通して募集を続けます。現在、8ヶ所41名定員で、実利用人員は37名で4名分が空き居室となっており、男女それぞれ1居室ずつを空床型居室としてショートスティ用として提供するための手続きを行う予定です。

(5) 人材の育成・確保について

福祉人材を確保維持するため処遇改善加算については継続申請することとし、併せて福利厚生充実を図るため、北海道民間社会福祉事業職員共済会や福利厚生センターの利用の促進活用を図るとともに退職金制度については新たに「第2退職金」制度の導入を検討します。

- ㊦ 慢性的な人手不足となっており、福祉人材確保の観点から大学、短大の学卒求人を出しましたが、応募がありませんでした。そのため、当法人のパート職員、嘱託職員から正職へ4名の採用を行いました。また栄養職員も新たに正採用し、日中、GH共に一体化し、充実した給食提供を行います。処遇改善加算については段階を上げ、加算Ⅱを申請しました。福祉医療機構の退職手当共済事業が平成28年に廃止されたことから、退職金制度については北海道民間社会福祉事業職員共済会の「第2退職金」制度の導入を行います。

(6) 利用者の高齢化対策について

利用者の平均年齢は男女ともに30歳ほどですが、今後高齢期を迎える時の居住形態としてどのようなスタイルを望むのか、本人はもとよりご家族も含めての意向を調査し、必要に応じて様々な居住形態が選択できるように継続し検討を行います。

- ㊦ 現在、利用者の平均年齢は30歳前半ですが、60歳台も4人となり徐々に高齢化が進んでいます。8ヶ所のGHは賃貸でバリアフリーとなっていない、改築も難しいことから、バリアフリーGHの新築は必須となっています。3年後を目途に計画を進めていきます。

(7) 地域防災体制の整備について

平成28年9月に起きた北海道各地での大雨や洪水被害を教訓に、利用者やご家族、職員スタッフを含めて防災意識の醸成と徹底を図るよう、北海道知的障がい者福祉協会や空知知的しょうがい福祉協会に設置された「防災対策委員会」と連携しながら研修等に取り組みます。

- ㊦ 北海道知的障がい者福祉協会や空知知的しょうがい福祉協会に設置された「防災対策委員会」と連携しながら研修等に取り組みました。今後災害対策として日清医療食品より3日分の備蓄食料を備えることとします。また当事業所が滝川市の福祉避難所に指定され災害時には災害弱者を可能な限り受入れます。

(8) 作業用車両の更新について

事業所開設から20年近くが経過する中で、作業用車両のトラブルについては修理や部品交換で対応してきていますが、限界に近づいている車両も見受けられます。特にリサイクル回収に使用している車両は毎年修理を重ねその費用も増嵩しており、車両リースも含めて更新を検討します。

- ㊦ 2tトラックについては、新車の車両リースに切り替え、快適なリサイクル回収作業となりました。しかし、軽トラック、ハイエースバン、送迎車両など老朽化が進んでおり、計画的にリースによる更新を進めます。

3 利用状況について

多機能型事業所滝川ほほえみ工房の定員は、就労移行支援事業 6 名、就労継続 B 型事業 40 名、生活介護事業 14 名の合計 60 名で、現行の利用登録数は下記の通りとなっています。

共同生活援助事業の定員は市内 8 ヶ所 41 名で、現在 37 名の方に利用いただいております。内訳は男性 17 名、女性 20 名となっています。

相談支援事業では、特定相談・障害児相談で実数 214 件（昨年 132 件）の相談があり、延べ人数としては 294 件（昨年 218 件）のサービス利用等計画などの作成を行いました。対象は 17 市 11 町村の合計 28 市町村と全道各地広範囲に及んでいます。また、一般相談については 82 件（昨年 30 件）となり、相談全体として前年件数よりは大幅増となり相談内容もさらに複雑化してきており、地域において信頼される相談支援事業所として定着してきています。

□施設利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年 4 月
利用登録者	67 名	64 名	63 名	69 名	71 名
平均年齢	32.9 歳	29.6 歳	29.3 歳	28.6 歳	33.8 歳
男性	32.1 歳	28.9 歳	28.8 歳	27.8 歳	33.6 歳
女性	33.8 歳	30.4 歳	29.8 歳	29.4 歳	34.0 歳

□障害程度区分

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年 4 月
生活介護	4.6	4.6	4.7	4.6	4.7
就労継続 B	2.5	2.6	2.4	2.6	2.5
就労移行	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0

4 2017 年度（平成 29 年度）法人開催会議等

(1) 理事会・評議員会

開催年月日	種別	実施内容
2017(H29)年 5 月 27 日 (土)	理事会	法人・各事業経営状況、2016(H28)年度事業報告、決算報告、監事監査報告、苦情解決 2016(H28)年度第三者委員会報告、評議員選定、第 8 期役員候補
6 月 18 日(日)	評議員会	2016(H28)年度事業報告、決算報告、監事監査報告、第 8 期役員選任
6 月 18 日(日)	理事会	第 8 期理事長互選、常務理事指名、2016(H28)年度事業報告、決算報告、監事監査報告
12 月 3 日(日)	理事会	第 1 次補正予算、苦情解決上半期第三者委員会報告、2018 年(H30)度上半期状況報告、その他
2018(H30)年 3 月 26 日 (月)	理事会	最終補正予算、諸規定改定、2019 年(H31)度事業計画、予算、その他
3 月 29 日(木)	評議員会	最終補正予算、諸規定改定、2019 年(H31)度事業計画、予算、その他

(2) 監事監査

開催年月日	実施内容
2017(H29)年5月18日(木)	法人(事業)運営(第1回) 事業報告、決算報告
9月4日(月)	法人(事業)運営(第2回) 地域支援日報など
11月17日(金)	法人(事業)運営(第3回) 上半期会計処理状況・議事録等
2018(H30)年3月6日(火)	法人(事業)運営(第4回) 事業計画、契約書関連・当初予算等

(3) 第三者委員会

開催年月日	実施内容
2017(H29)年4月13日(木)	2016(H28)年度下半期及び2016(H28)年度通年の苦情解決状況
10月16日(月)	2017年(H29)度上半期苦情解決状況

(4) 法人役員等研修

開催年月日	実施内容
2017(H29)年12月3日(日)	社会福祉法人改革、報酬改定について

平成29年度
日中活動支援
地域生活支援・相談支援
事業報告書

□■ 目 次 ■□

1.	日中活動支援事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	各作業の現状と課題について・・・・・・・・	別冊
3.	地域生活支援事業報告・・・・・・・・	3
4.	相談支援事業報告・・・・・・・・	5
5.	各種取り組みについて・・・・・・・・	7

<日中活動支援事業報告>

多機能型通所施設として生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B 型の 3 事業を展開し、利用者の方一人ひとりの人格を尊重して活動支援を行ってきました。

日中活動の場を提供し、支援にあたっては社会への積極的な参加と、地域での自立をめざしてきました。

(1) 生活介護事業

個別支援計画に基づいたサービスの提供を基本に支援を進めてきました。

利用者の方の特性に適したリングプル通し・種類分け・紙袋制作などの自立課題の場を提供し作業への意欲や日常生活全般における能力の維持向上が図られるよう支援を提供してきました。

日常生活においては、生活介護のタイムスケジュールなどを立てながらゆとりを持ち安定して過ごせるよう支援を行うとともに身体機能の維持・減退防止のための外出レクリエーション(ドライブ)、公園散策、ウォーキングなどの支援を行ってきました。

生産活動においては、利用者の方の安定を優先にコーヒーの計量・袋入れ、ティッシュ作業などの活動の場を提供してきました。

- ・年間開所日数 244日
- ・利用定員 14名
- ・一日平均利用人員 16.1名
- ・年間利用率 115.3%

(2) 就労移行事業

利用者の方の意向、適正、障がいの特性やその他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき支援を提供してきました。

日中活動での作業を通して就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練として、就労を想定した準備を行ってきました。

また、関係機関からの情報収集に努めながら職場見学、実習の支援も行っており、今年度は就労実績には至りませんでした。以前に就労した方については継続して定着支援を行っているところです。

- ・年間開所日数 250日
- ・利用定員 6名

- ・一日平均利用人員 6.0名
- ・年間利用率 100.7%

(3) 就労継続事業B型

利用者の方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通常の事業所に雇用されることが困難であって雇用契約に基づく就労が困難である方々に対し、生産活動その他の活動の機会を個別支援計画に基づいて提供してきました。

作業活動としては滝川市や各企業からの受託作業（公園管理、墓地清掃、農産物の撰果等）、製菓、木工、しいたけ等の自主生産作業、その他リサイクル回収や喫茶店の営業等、地域に根ざした活動を行ってきました。

就労希望の方には就労の支援を行い、今年度2名の方が就職し継続して定着するよう支援を行ってきました。

- ・年間開所日数 250日
- ・利用定員 40名
- ・一日平均利用人員 37.3名
- ・年間利用率 94.4%

(4) 各作業の現状と課題

別添資料参照

〈地域生活支援事業〉

共同生活援助事業所ほのぼのハウスは「介護サービス包括型」のグループホームとして、利用者の方が地域で自立した生活が送られるよう相談や日常生活上の援助・身体や精神の状況の把握、入浴や排泄、食事の介護等の援助を行う傍ら相性を考慮した居室の移動などを行いました。

現在、グループホームは男性用住居3か所（定員数20名）、女性用5か所（定員数21名）で、必要に応じた夜間支援を行い24時間365日の支援体制で入居者一人一人の状況に合わせたサービスの充実に努めました。

平成29年度グループホームの利用状況等は次のとおりです。

（1）共同生活住居別

共同生活住居名	定員	利用人員	開所日	利用延べ日数	年間利用率
ほのぼのハウス	6人	6人	365日	1,943日	88.7%
ほんわかハウス	6人	6人	365日	1,928日	88.0%
椿はうす	5人	6人	365日	1,711日	78.1%
緑町桜はうす	4人	4人	365日	1,459日	99.9%
扇町桜はうす	4人	5人	365日	1,346日	73.7%
ほがらかハウス	8人	7人	365日	2,142日	83.8%
葵はうす	4人	3人	365日	1,081日	98.7%
楓はうす	4人	3人	233日	683日	97.7%
合計（平均）	41人	40人	(365日)	12,293日	(88.5%)

（2）障害支援区分別

障害程度区分	利用人員	入居延日数	利用延べ日数	年間利用率
区分1及び非該当	7人	365日	2,372日	92.6%
区分2	12人	365日	3,819日	87.1%
区分3	14人	365日	4,045日	79.1%
区分4	2人	365日	533日	73.0%
区分5	4人	365日	1,165日	79.7%
区分6	1人	365日	365日	100.0%
合計（平均）	40人	(365日)	12,293日	(85.2%)

(3) 夜間支援の対象者数及び世話人・夜間支援従業者の配置状況

共同生活住居名	対象者数	1日の従業者配置数	開所日	夜勤支援体制状況	加算内容
ほのぼのハウス	6人	2人	365日	夜勤 365日	夜間支援体制加算Ⅰ 4:1
ほがらかハウス	8人	2人	365日	夜勤 365日	夜間支援体制加算Ⅰ 8~10:1
ほんわかハウス	6人	世話人1人	365日	巡回・セコム契約	夜間支援体制加算Ⅲ
葵はうす 椿はうす	4人 5人	2人	365日 365日	夜勤 365日	夜間支援体制加算Ⅰ 8~10:1
緑町桜はうす	4人	1人	365日	夜勤 365日	夜間支援体制加算Ⅰ 4:1
扇町桜はうす	4人	1人	365日	夜勤 365日	夜間支援体制加算Ⅰ 4:1
楓はうす	4人	1人	365日	夜勤 365日	夜間支援体制加算Ⅰ 4:1
合 計	41人	10人			

<相談支援事業>

地域の障がい者の福祉に関する様々な問題について、当事者やその家族及び介護者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言を行いました。また、障がい福祉サービスの利用支援(サービス等利用計画作成等)や地域移行支援の他、滝川市からの委託を受け、一般相談や基幹相談支援事業所としての役割を担い、虐待の通報の受付や防止及びその早期発見のための滝川市及び関係機関との連絡調整を行い障がい者の権利擁護に必要な援助や相談支援を行いました。

(1) 特定相談支援事業

ご本人やご家族の方の意向や希望の聴き取りを基にして、その方にとって最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、個々の生活の目標を達成出来るように、サービス利用等計画書の作成を行いました。また、作成した計画に対して計画に基づいた支援が行われているかどうか各市町村が指定する期間に合わせてモニタリングも行いました。

(2) 障害児相談支援事業

18歳以下の障がい児に対して児童福祉法に基づき(1)と同様に計画作成やモニタリングを行いました。

平成29年度サービス等利用計画書作成実績

5市5町	滝川	砂川	赤平	芦別	歌志内	新十津川	上砂川	奈井江	浦臼	雨竜	小計
男性	72	12	7	1		2	2	4		2	102
女性	58	1	3	2	2	2	1	4		2	75
児童	1		1								2
請求数	166	20	16	4	2	4	6	14		7	239

市	札幌	旭川	岩見沢	三笠	夕張	深川	留萌	帯広	千歳	士別	名寄	網走	小計
男性	4	3	1			1	1		1	2	2		15
女性	3		1	1	1	3		1			1	1	12
児童													
請求数	10	4	4	2	2	6	1	2	1	5	4	2	43

町村	沼田	中富良野	美幌	小清水	猿払	豊富	むかわ	小計	合計
男性	1	1	1		1	1		5	122
女性				1	1		1	3	90
児童									2
請求数	2	2	1	1	2	1	3	12	294

	登録者数	請求数の合計	市町村の計
者の計	255	294	28
児の計	4	3	2
総計	260	297	28

(3) 一般相談支援事業

基本相談の実績

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳	その他	計
障害者	2	152	27	21	3	5	210
障害児	1	1	0	2	0	0	4
計	3	153	27	23	3	5	214

主な相談内容

福祉サービスの利用等について	76件
障害や病状について	6件
健康や医療について	5件
不安の解消や情緒安定について	110件
家計や経済について	7件
生活技術について	4件
就労について	1件
家族や人間関係について	4件
その他	1件

地域移行支援・地域定着支援

該当者はありませんでした。

(4) 基幹相談支援事業

滝川市の基幹相談支援事業所として、当事業所の主催で滝川市内及び近隣市町の相談支援員や空知の広域相談体制整備事業所「あ〜ち」を招き、事例検討勉強会を開催し近隣相談事業所の方々と意見交換等を行い、交流を図りました。

奇数月の第三金曜日と日程を定め、困難事例の検討などを主に行い、相談員のスキルアップを目指しました。また、滝川市福祉課長を招き滝川市自立支援協議会の運営についての話も聞き、次年度の運営に向けて準備をしています。

更に旭川市障害者福祉センター「おびった」主催の基幹相談支援センター連絡協議会へ参加もするとともに、他市町村の基幹相談支援センターと情報共有も行いました。

◆平成29年度虐待受付件数： 4件

- 内訳 ・施設の支援に対する内容 3件
- ・親による虐待 1件